**令和２年５月２２日時点**

**子ども食堂・学習支援における**

**新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト**

１　主旨

本チェックリストは厚生労働省通知に基づき、子ども食堂・学習支援運営法人等が新型コロナウイルスに係る各項目について、会場等内での実施状況を確認することで、新型コロナウイルスの感染及びまん延を防止することを目的に策定しました。

２　実施者

　　　本チェックリストの実施者は、子ども食堂・学習支援の運営団体等の対策実施責任者とします。

　　（対策実施責任者とは、各会場において、感染症防止対策の実施に責任を持つ者として運営団体の長から選任された方です。）

３　記載要領

　　〇　チェックリスト（I）（月１回実施用）について

　　　・内容を確認し、内容を実施できていればチェック欄に「○」又は「✓」（チェックマーク）を記入してください。

　　　・該当がない項目は、斜線又は「該当なし」と記入してください。

　　　・項目の事案がない場合についても、「事案があった場合」と仮定して内容を確認してください。

　　　・実施できていない場合は早急に実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

　　〇　チェックリスト（Ⅱ）（開催の都度実施用）について

・内容を確認し、内容を実施できていればチェック欄に「○」又は「✓」（チェックマーク）を記入してください。

　　　・該当がない項目は、斜線又は「該当なし」と記入してください。

　　　・実施できていない場合は早急に実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

４　その他参考資料

　　〇　厚生労働省　子ども食堂における衛生管理のポイント（衛生管理のチェックリスト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html>

　　〇　岐阜県健康福祉部生活衛生課　福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/hukushimokutekinoshokujiteikyoukoui.html>

**チェックリスト（I）　（月１回実施用）**

活動の名称　　　　　　　　　　　　　　記入日　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄☑ |
| **１　運営スタッフの感染拡大防止意識の醸成に関すること** | |
| 1. 子ども食堂・学習支援における感染拡大防止に向けた取組方針や感染拡大防止に向けた取り組みを運営スタッフ全員に対し伝達しているか。 |  |
| 1. 運営スタッフ等間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取り組みを運営スタッフ等が連携し進めているか。 |  |
| **２　予防に関すること** | |
| 1. マスク着用を含む咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる）が行われているか。 |  |
| ②　手洗い、アルコール消毒等が行われているか。 |  |
| ③　居室や共有スペースなどの部屋のこまめな換気を行っているか。なお、換気の際は衣服等の温度調節に配慮すること。 |  |
| 1. トイレのドアノブや取手、パソコン、エレベーターのボタンなど複数の者が共有するものについて、定期的に消毒用エタノール等で清拭し、消毒を行っているか。 |  |
| 1. ①～④については運営スタッフ、こども等来所者のみならず、物資搬入業者等、接触する可能性があると考えられる者を含めて対策が徹底されているか。 |  |
| ⑥　鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して廃棄しているか。その際、必ずマスクや手袋を着用しているか。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いしているか。 |  |
| ⑦　トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底しているか。 |  |
| ⑧　衣服は毎日洗濯ないし交換をしているか。 |  |
| ⑨　運営スタッフにおいては、子ども食堂及び学習支援を実施する会場はもとより、会場外でも「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底して避けているか。 |  |
| ⑩　運営スタッフにおいては、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けているか。 |  |
| ⑪　運営スタッフにおいては、飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けているか。また家族以外の多人数での会食を避けているか。 |  |
| ⑫　妊娠中の職員等から、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを管理者に申し出た場合、管理者はこの指導に基づいて必要な措置を講じているか。 |  |
| **３「新しい生活様式」等を踏まえた感染対策** | |
| 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」や「人との接触を8割減らす、10のポイント」も踏まえて職員等において感染対策を行っているか。  ※参考「新しい生活様式の実践例」  <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>  「人との接触を8割減らす、10のポイント」  <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624642.pdf> |  |
| 【新しい生活様式の実践例】（抜粋）  （１）一人ひとりの基本的感染対策  ① 日々の暮らしの感染対策  ・外出は、マスクを着用する。遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。  ・人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。  　・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。  　・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。  　・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。  　※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。  ② 移動に関する感染対策  　・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域ヘの移動は控える。  　・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。  　・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。  　・地域の感染状況に注意する。  （２）日常生活を営む上での基本的生活様式  　□まめに手洗い・手指消毒　　　□咳エチケットの徹底  □こまめに換気　　　□身体的距離の確保  □「３密」の回避（密集、密接、密閉）  □毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養  □屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用 |  |
| **４　発熱等症状があった場合** | |
| 1. 運営スタッフ等について、発熱等の風邪症状が見られるときは活動や外出を控えているか。 |  |
| 1. 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しているか。 |  |
| 1. 以下のいずれかに該当する場合、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。   ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれ  かがある場合  ・重症化しやすい方（※２）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  ※２：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  （症状が４日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐ相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様） |  |
| 1. ・妊婦   ③の症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| **５「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合** | |
| ①　「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診しているか。（複数の医療機関を受診することは控えているか。） |  |
| ②　医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底しているか。 |  |
| **６　情報収集** | |
| 1. 新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を厚生労働省ホームページや、保健所等の関係機関との連携により収集しているか。 |  |
| ②　①で収集した情報をスタッフ等に提供するとともに、必要に応じ、子ども等来所者に対する情報提供や相談対応に努めているか。 |  |
| 1. 運営スタッフ等に対し、現在の知見下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、運営スタッフ等の人権に十分配慮しているか。 |  |
| **７　運営スタッフについて** | |
| ①　運営スタッフ（※４）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）  ※４ ここでいう運営スタッフとは、子ども等来所者に直接支援を行う運営スタッフだけではなく、事務職やボランティア等を含むものとする。 |  |
| ①に該当する運営スタッフについて、管理者及び対策実施責任者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ②　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意しているか。 |  |
| ③　症状がない場合であっても子ども等来所者と接する場合はマスクを着用しているか。 |  |
| ④　マスクをはずして飲食をする場合、子ども等来所者や他の運営スタッフと一定の距離を保っているか。 |  |
| 1. 発熱等の症状により感染が疑われる運営スタッフがいる場合は、保健所に対して指示を求めているか。 |  |
| **８　物資搬入業者等について** | |
| 1. 物資搬入業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、会場内に立ち入る場合については発熱が認められる場合には入場を断っているか。 |  |
| 1. 物資搬入業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しているか。 |  |
| **９　子ども等来所者について** | |
| **（１）基本的な事項** | |
| 子ども等来所者が共用スペースで過ごす場合、「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けて、以下に留意して支援等を実施しているか。  ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。  ・定期的に換気を行う。  ・子ども等来所者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。  ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。  ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）は必要に応じて消毒を行う。  ・運営スタッフ・子ども等来所者ともに手指衛生の励行を徹底する。 |  |
| **（２）送迎時の対応** | |
| 1. 会場への送迎に当たっては、乗車する前に、本人・家族又は運営スタッフが本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、参加を断っているか。 |  |
| 1. 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしているか。 |  |
| 1. ②の状況が解消した場合であっても、引き続き子ども等来所者の健康状態に留意しているか。 |  |
| 1. 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に子ども等来所者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行っているか。 |  |
| **10　新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応** | |
| 1. 運営スタッフ・子ども等来所者に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。   なお、特段の記載（【　】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者※が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。  ※　新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、運営スタッフ・子ども等来所者であって、以下のいずれかに該当し、医師が個別に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、ＰＣＲ陽性等診断が確定するまでの間の者。  ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  ・重症化しやすい方（※２）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  （症状が４日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐ相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様） |  |
| 1. 運営スタッフ・子ども等来所者において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに管理者及び対策実施責任者への報告を行い、当該運営団体内での情報共有を行っているか。   【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者への報告を行い、当該運営団体内での情報共有を行うとともに当該子ども等来所者の家族等に報告を行っているか。】 |  |
| 1. 新型コロナウイルス感染者の子ども等来所者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施しているか。   ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。（なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと）  ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。  ・保健所の指示がある場合は、その指示に従っているか。 |  |
| 1. 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる運営スタッフ及び子ども等来所者の特定に協力しているか。その際、可能な限り支援記録の提供等を行っているか。   【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該会場において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる運営スタッフ・子ども等来所者を特定しているか。  濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。  ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者  ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を支援していた者  ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者】 |  |
| 1. 感染者等については、以下の対応を行っているか。   運営スタッフ・子ども等来所者の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなる※。  【「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】  ※ 　「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和２年４月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。 |  |
| 1. 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。   ア 運営スタッフの場合の対応  保健所により濃厚接触者とされた運営スタッフについては、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。  【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる運営スタッフ数等の状況も踏まえ対応しているか。】  イ　子ども等来所者の場合の対応  保健所により濃厚接触者とされた子ども等来所者については、以下の対応を行っているか。  ・自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。 |  |

帰国者・接触者相談センター

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所管区域 | 保健所 | 電話番号 | 相談時間 |
| 羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡 | 岐阜保健所 | ０５８－３８０－３００４ | 毎日（２４時間）  （平日９時～１７時以外は電話呼出対応） |
| 大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡 | 西濃保健所 | ０５８４－７３－１１１１（内線２７３） |
| 関市・美濃市・郡上市 | 関保健所 | ０５７５－３３－４０１１（内線３６０） |
| 美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡 | 可茂保健所 | ０５７４－２５－３１１１（内線３５８） |
| 多治見市・瑞浪市・土岐市 | 東濃保健所 | ０５７２－２３－１１１１（内線３６１） |
| 中津川市・恵那市 | 恵那保健所 | ０５７３－２６－１１１１（内線２５８） |
| 高山市・飛騨市・下呂市・大野郡 | 飛騨保健所 | ０５７７－３３－１１１１（内線３０９） |
| 岐阜市 | 岐阜市保健所 | ０５８－２５２－７１９１ |